資料3 事故等の報告に基づく行政指導と主な改善報告

只作			1	「一」以旧寺と土なり		
担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
関東	東日本旅客鉄道		H27. 4. 12	山手線・京浜東北線神田駅		・施工に際して安全管理上十分な注意を要する設備
運輸局	株式会社安全統			~秋葉原駅間において、架線	(中間報告)	「特殊構造設備」を管理するための台帳の整備及び
	括管理者			設備の改良工事により撤去が		当該設備の施工手順確認等について検討会の設置
				予定されていた電化柱が倒れ		・特殊構造設備を設計・施工する場合に審査を行う部
				て線路を支障し、山手線及び		署の新設及び現場に対し設計・施工支援を行うため
				京浜東北線が長時間にわたり		の部署の新設
				運転を見合わせ、利用者に多		・電化柱の傾きの異常を見極める判断基準の制定
				大な影響を及ぼしたことか		・関係者間の情報共有化の仕組みの徹底再構築
				ら、工事の施工方法や施工管		・安全意識の再徹底と技術継承への取組強化
				理など背後要因を含め原因を		・電化柱及び支線の緊急点検を実施
				究明し、再発防止のための措		
				置を講じるとともに、講じた		
				措置等については、速やかに		
				文書により報告すること。		
九州	九州旅客鉄道株	鉄道部長	H27. 4. 17	鹿児島線折尾駅~陣原駅間	H27. 12. 17	・平成25年当時の点検資料と最新の現示系統図を用
運輸局	式会社安全統括			において信号喚呼標が建築限	(中間報告)	いた全数緊急点検の実施
	管理者			界を支障していた事実が確認		・平成25年度に策定した再発防止対策の確実な実施
				された。平成25年9月に電		・点検対象設備の抽出といった運行の安全に関わる作
				化柱等が建築限界を支障する		業のダブルチェックの徹底
				事象を発生させ、この早急な		・現場長を招集し説明を行う重要な通達などの社員へ
				改善等を指示したにもかかわ		の周知徹底及び周知完了の本社による確認
				らず、このような事実が生じ		・保全業務で使用する図面の最新版管理の再徹底
				たことから、原因を早急に究		・建築限界確認マニュアル(H26.5 制定)の記載例に上
				明し、再発防止のための措置		下線別、曲線内外を記載する項目を新たに追加
				を講じるとともに、講じた措		・設備の新設又は改良時に建築限界支障の有無を確認
				置等については、速やかに文		するための通達を発出し、建築限界マニュアルを見
				書により報告すること。		直し
						・信頼性や操作性を確認した上での建築限界測定専用
						の測定器の導入、マニュアルの作成、教育の実施及
						び教育記録の本社での一元管理

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
九州	西日本旅客鉄道	鉄道部長	H27. 8. 9	山陽新幹線小倉駅~博多駅	H27. 9. 18	1. 走行試験などの「通常の検査以外の作業」におけ
運輸局	株式会社安全統			間において、トンネルを走行		る安全管理体制の再構築
	括管理者			中の列車の先頭から2両目の		(1) 役割と責任の明確化
				床下機器塞ぎ板が外れ、車体		車両への仮設開始から、営業使用に復帰させるまで
				に衝突して、乗客が負傷する		の一連の工程において、試験を実施する責任と安全
				という鉄道人身障害事故を発		に本線を走行させる責任を分離したうえで責任者
				生させたことから、車両の保		を定め、両者が連携して業務を実施する体制とし
				守管理などを含め、原因を早		<i>t</i> =.
				急に究明し、再発防止の措置		(2) 作業に潜むリスクの洗い出しと低減策の検討
				を講じ、鉄道の安全輸送の確		作業の具体的な手順を明確にし、本社・支社の作業
				保に万全を期すこと。講じた		を管理する箇所主導で、そこに潜むリスクを洗い出
				措置等については、速やかに		すことで、確認方法の改善など、必要なリスク低減
				文書により報告すること。		策を講じることとした。
						(3) 「作業計画書」等の使用
						作業に際しては、「作業計画書」を作成し、各担当
						者の作業工程や分担を明示するとともに、作業後も
						「チェックシート」を使用して作業が確実に実施さ
						れたことを確認することとした。
						なお、側フサギ板の取付け作業においては、一人の
						担当者によりボルトの「側フサギ板掛け」「手締め」
						「仮締め(インパクトレンチ又はトルクレンチ使
						用)」から「本締め(トルクレンチ使用)」、「合い
						マーク」まで一貫作業として実施することとした。
						また、「本締め」終了後、締結作業の確認者が締結
						力を再確認(トルクレンチ使用)することとし、これ
						についても「チェックシート」への記録を行うこと
						とした。
						2. 交番検査における「合いマーク」の確認の再徹底
						「合いマーク」が汚損等によって判別し難い場合は
						清掃を行い、トルクレンチによって規定トルク値で
						あることを確認の上、「合いマーク」を記入しなお
						すこととした。
						3. その他 (1) BIRE(はま) 0.007/2016
						(1) 目印貼付方法の明確化
						すべての作業において、側フサギ板を取外す際の目
						印は車体に貼付することとした。その際、車体が汚 損している場合には、貼付箇所を清掃したうえで行
						うこととした。 (2) ボルト等の一式交換
						(2) パルト寺の一式交換 「ボルト緩み再現試験」の結果から、側フサギ板に
						おける特殊座金の再利用は、今回の落失の原因では
						おいと考えられるが、長期間の使用に万全を期すた
						め、指定された「ボルト」「特殊座金」「回り止め」
						は一式で交換することを改めて徹底した。
						 上記の事柄を標準化してマニュアルにまとめ、徹底
						する。
						^ 0。 今後は、本社・支社が現場実態の把握に努め、必要
						なルールの改廃、検査・作業方法の改善に継続的に
						取組み、現場の支援を強化する。
		I	l	1	l	- 120日できた。シャットへは、日本日子の。

担当局		発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
九州	長崎電気軌道株			桜町支線の諏訪神社前停留		・リード部及び一般部曲線箇所の内外レールとガード
運輸局	式会社安全統括			場~公会堂前停留場間の公会	(中間報 告)	レールの更換
	管理者			堂前交差点において車両脱線		・ガードレール開き防止金具の取付
				事故が発生したことから、早		・マンガンポイント及びクロッシング端部の形状補正
				急に原因の究明を図ること。		・恒久的対策のクロッシング更新までの間、肉盛溶接
				また、当該交差点においては、		箇所の経過観察を実施
				平成19年5月19日及び同		・公会堂前交差点3号系統上線及び下線に関係する全
				年5月24日にも車両脱線事		クロッシング12台の更新を平成28年5月15
				故が発生していることから、		日までに実施。
				これまで実施している対策の		
				検証も含めて再発防止対策を		再発防止対策(当面の対策)
				検討し、必要な措置を講じて、		(1)リード部及び一般部曲線箇所の内外レールとカ
				安全輸送の確保に万全を期す		ードレールの一式更換。
				こと。講じた措置等について		3系上下線に関係する全てのリード部及び一般部曲
				は、速やかに文書により報告		線箇所の内外レールとカードレールの一式更換を行
				すること。		う。その際、間隔材とガードボルトでフランジ幅を一
						定に保ち、軌間、水準、通り、高低、平面性、バック
						ゲージ及びフランジ幅を管理し修正する。
						(2)ガードレールの開き防止金具取付。
						ガードレールの小返りを防ぐため、ガードレールの開
						き防止金具を取付け、ガードレールの変位狂いを防
						C.
						(3)マンガンポイント及びクロッシング端部の形状
						補正。
						リード部のフランジ幅である44mmを基準とし、レ
						ール交換箇所から接続するマンガンポイント及びク
						ロッシング端部については、摩耗箇所の肉盛り溶接及
						び研磨作業による形状補正を行う。その際には、バッ クゲージ・水準等を管理し肉盛り溶接と研磨作業を行
						ウケージ・水準寺を管理し内盆の浴接と研磨TF来を17 い、凹凸が無いようにグラインダー仕上げを入念に行
						t、四口が無いな カミノ クイ フェー
						^。 この肉盛り溶接及び研磨作業においては、平成19年
						の脱線事故後に作成した「レールアーク溶接手順書」
						及び「軌道保守工事標準仕様書」に則り、また、前回
						の分岐器更換までの間に暫定で補修した実績も考慮
						し、補修作業時には、レール製造事業者の指導のもと、
						また、当社作業者についてもマンガン溶接及び研磨作
						業経験実績が15年以上の経験者により行う。
						(4)公会堂前3系営業再開。
						上記(1)~(3)の対策工事完了後、公会堂前3系の営
						業を再開する。ただし、上記(3)の肉盛溶接及び研磨
						作業による形状補正は当面の対策につき、分岐器更換
						までは、当該分岐器箇所通過速度を5km/h以下と
						する。
						(5)肉盛溶接箇所の経過観察
						恒久的対策のクロッシング更新までの間、肉盛溶接状
						況に対して月1回の割合で経過観察を行う。
						(6)線路塗油材の変更
						当該箇所及びそのリード部曲線箇所に潤滑性グリー
						スを採用し、塗油の時間帯を午前9時30分、午後3
						時30分頃に実施する。雨天時には再塗油を行う。ま
						た、夜間作業の際には、営業開始前の早朝にも塗油す
						ి

	恒久対策
	(1)ガードレールと車輪フランジ背面との接触面の
	摩耗の保守は、摩耗管理についての管理値を制定し管
	理を行う。また、ガードレールの間隔材締結力低下に
	よる変位についても定期点検時に目視などによる確
	認を行い、異常が見受けられた際には再締結を行う
	(7 mm設定)。また、事故直接的原因に明記したクロ
	ッシング部バック側の摩耗についても、新たに摩耗角
	度管理値を設定した(70°以上設定)。今後、新たに
	作成依頼した特殊摩耗ゲージを使用しクロッシング
	部の摩耗値を測定し、また、車輪踏面形状治具及び分
	度器を使用し内軌バック側の摩耗角度を測定する。
	(2) 当該分岐箇所及び類似箇所、摩耗管理値及び角度
	管理値を超過したガードレール及びクロッシングに
	ついては速度制限を設け、14日以内肉盛溶接等によ
	る暫定措置に着手し、計画的に更換作業を実施する。
	但しバックゲージの整備基準値を超過していない場
	合は経過観察とする。
	(3)分岐箇所及び一般部における基準値離脱箇所の
	再調査結果に基づき補修計画を策定、優先箇所からエ
	事を実施し平成28年6月を目処に補修を行う。
	(4)営業開催に向けた当面の対策を実施するととも
	に、公会堂前交差点3系上線及び下線に関係する全て
	のクロッシング12台の更新を行う。(製作期限は6
	月)
	(5)運輸安全委員会の調査結果が取りまとめられた
	際には、調査結果を踏まえた必要な追加対策を実施す
	ることによりさらなる安全確保に努める。

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
近畿	西日本旅客鉄道	鉄道部長	H27. 12. 11	東海道線の新駅建設工事現	H28. 1. 22	【JR西日本における再発防止対策】
運輸局	株式会社安全統			場において、工事用の足場が		・施工設計時点での対策
	括管理者			倒壊し、線路を支障したこと		足場の組立・解体作業において、作業が途中段階で
				により東海道線等が長時間に		終了する際に作業手順誤りや標準でない固定方法
				わたり運転を見合わせたこと		を採用するなど、一時的に所定の耐力に満たない場
				は、利用者に多大な影響を及		合に重大な事象につながるリスクを施工設計段階
				ぼした事象であることから、		でグループ会社と共に洗い出し、リスクを低減する
				原因究明と再発防止対策に万		対策を共有する。
				全を期すこと。原因に関する		・施工打合せ時点での対策
				調査結果及び講じた措置につ		グループ会社が施工設計時点で定めた個別の現場
				いては、速やかに文書により		における具体的な対策が反映されているか、施工打
				報告すること。		合せにおいて確認を行う。
						・グループ会社の対策実施状況の確認・指導
						安全パトロールや工事安全大会などのグループ会
						社に対する安全管理指導の取り組みにおいて、グル
						ープ会社の再発防止対策が適切に実施されている
						かを確認するとともに、必要な指導を行う。
						【グループ会社における再発防止対策】
						・足場教育の実施
						・足場解体作業に対する基本ルールの策定
						・足場解体作業の施工計画時の事前確認の実施
						・施工打合せの充実
						・日々の作業終了時の確認の実施
四国	四国旅客鉄道株	鉄道部長	H27. 12. 31	高徳線オレンジタウン駅構	H28. 2. 17	1 緊急対策
運輸局	式会社安全統括			内において、出発信号機の停	(中間報告)	(1) 事故発生後直ちに、各乗務員区所に事故概況を速報
	管理者			止信号を冒進し列車脱線事故		し、緊急指示事項として重大事故に繋がる恐れのある
				を発生させたことから、事故		事故の撲滅について全乗務員に対して注意喚起を行
				の再発を防止するため、事故		うよう緊急指示を行った。
				の背後要因を含め詳細に調査		(2) 関係現場長に対して運輸部長通達「運転事故防止の
				するとともに、再発防止の対		徹底について(通達)」を示達し、基本動作の徹底等、
				策を講じること。講じた措置		緊急対策を指示した。
				等については、速やかに文書		(3) 本社に全運転区所長を招集し、緊急現場長会議を開
				により報告すること。		催して先の運輸部長通達の主旨を踏まえた事故防止
						対策の取り組み状況について報告するよう指示した。
						(4) 高松運転所では、重大事故が発生したため、「非常
						事態宣言」を発出し、基本動作・基準作業を確実に実
						行するよう指導するとともに、管理者及びフォアマン
						による添乗を強化し、所員の危機管理意識の醸成を図
						った。
						(5) オレンジタウン駅上り1番線上りの停止位置目標
						《1(ワンマン)》《2》《3》を撤去し《×》に統
						ーする。それに伴い、上り1番線停止位置目標《×》
						に対するワンマンミラーを新設する。
						(6) オレンジタウン駅上り1番線停止位置目標を《×》
						に統一することに伴う旅客の移動距離を考慮して、上
						り1番線に停車する列車28本中20本を2番線に
						着発線変更する。
						2 恒久対策
						(1) 50才以上のベテラン運転士224人を対象に、安
						全教育の実施について検討を進める。
						(2) 安全側線を設けているルートに対する誤出発防止
						用ATS地上子の整備について検討を進める。
						(3) 運輸安全委員会の調査結果を受け対策の見直しを
						検討する。